

# 2021年度一橋大学法科大学院 前期授業予習・推薦図書等について

## (未 修 者)

以下に続く資料は、2021年2月26日までに担当教員から連絡のあった指示等を取りまとめたもので、一橋大学法科大学院公式サイト（以下「公式サイト」と表記します。）にも掲載します。

今後、担当教員から予習指示の追加や変更がある場合は、随時、公式サイトに追加・変更として掲載していきますので、こまめに公式サイトをチェックするようにしてください。

なお、シラバス以外に特に予習指示のない科目もありますので、シラバスもご確認ください

<公式サイト URL>

<https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/>

<Web シラバス URL>

<https://syllabus.cels.hit-u.ac.jp/>

※ID、パスワードの入力なしでログインしてシラバスの検索・閲覧ができます。

2021/3 現在



# 民法Ⅱ 滝沢 昌彦

## 民法とは？

民法とは「市民法」という意味で、一般市民間の法律関係を規律する法律です。こう言うと漠然とした印象を受けるでしょうし、事実、民法の内容は雑多ですが、主に一般市民間の財産関係や家族関係が定められています。私法の基礎的な部分を定めた一般法として、他の法律を勉強する際にも「常識」として民法の知識が要求されます。

民法は、全部で1050条まである膨大な法律ですのでいくつかに分けて講義されますが、民法Ⅱでは、いわゆる債権各論（521条から724条の2まで）を扱います。

## 何を学ぶのか？

当然ながら、まずは、どのような条文があるのかを知らなければなりません。しかし、それだけでは足りません。実際の事件に条文を適用しようとすると、さまざまな疑問が出てきます。そのような論点については、判例や学説を参考にして条文を「解釈」して解決することになります。

したがって、皆さんは、

- ①まずは、条文を読んで、具体的にはどのような場合を想定しているのか理解して下さい。
- ②次には、その条文を適用する上で、どのような問題が生じるのかを知り、
- ③さらに、その問題点について、どのような判例や学説があるのかを調べ、それらを参考に解決を考えて下さい。

## 新学期までの予習

さまざまな予習が考えられます。

### 1. 民法の全体像をつかむこと

上述のように、民法は全体として一つの体系をなしているにもかかわらず、いくつかに分けて講義されます。したがって、民法全体をコンパクトにまとめた本を読んで、民法の全体像をつかんでおくことは大変いいことです。例えば道垣内弘人・リーガルベイシス民法入門（日経新聞出版社、2017）などが挙げられますが、その他の本でもよいです。

### 2. とりあえずテキストに挑戦すること

民法Ⅱでは、テキストとして新ハイブリッド民法4債権各論（法律文化社、2018年）を使用します。テキストとは、条文の趣旨、（条文を適用する際

に問題となる論点についての)判例や学説を「詰め込んだ」ものであり、辞書みたいものなので一人で読み進めるのは難しいかも知れませんが、挑戦してみる価値はあります。

既に民法を学んだことのある人は、その際に使用したテキストを読み直してよるのもいいと思います。読み直すことで新たな発見があるでしょう。なお、民法は2017年に改正され去年(2020年)から施行されています。今皆さんが持っているのは旧法についてのテキストかも知れませんが、しかし、改正法は旧法での問題点を改正したものですから、旧法の知識が無駄になるわけではありません。また、法の解釈には多少なりとも主観的な側面もあるのですから、人によって解釈が異なる可能性もあります。したがって複数のテキストを持っていることは大変よいことです。既に持っているテキストは捨てないで下さい。

### 3. とりあえず条文を読んでみる

結局は民法の条文の解釈を学ぶのですから、まずは、条文を読んでみるのもいいでしょう。最初はよく分からないでしょうが、テキストなどを参考にして、どのような場面を想定してどのように規制しているのかを考えてみてください。

「このように学習すればよい」という唯一絶対の方法を挙げることは難しいです。結局は、アッチにぶつかりコッチにぶつかりという試行錯誤を繰り返して自分なりの勉強方法を見つけることになるでしょう。新学期までは、とりあえず自分でジタバタしてみてください。話はそれからです。4月に教室で皆さんにお会いできるのを楽しみにしています。

+++++

## 刑法Ⅰ 本庄 武

刑法Ⅰの内容はほぼ刑法各論です。第1回の授業では、ごく簡単な授業のガイダンスを行った後に、「刑法」の構成や「刑法各論」の全体像を俯瞰した後に、殺人の罪に検討を加えていく予定です。

教科書として、佐久間修・橋本正博・上寫一高『刑法基本講義 総論・各論』第3版(2019年、有斐閣)を指定します。指定教科書は、刑法総論・各論全体の概略を一冊で扱ったもので、1年次に最低限理解しておくべき内容をおさえたものです。ただし、本書だけでは授業の範囲はカバーできないため、毎回の講

義の予習・復習を進めるためには、もう一冊、より詳しい基本書を用いる必要があります。指定教科書は学修のとっかかりとして用いるものとお考え下さい。すでに定評のある基本書をお使いの場合、それを用いても構いません。

開講までに、指定教科書の刑法各論部分あるいはすでにお使いの刑法各論の基本書について、一通り目を通しておいてください。もちろんわからない部分があっても構いません。特に、刑法総論の知識を前提としなければ、理解できない部分については、後期に総論を学んでから振り返って再度学習するつもりでいてください。なお、刑法Ⅰの授業でも、最低限必要な総論の知識は随時補いつつ進行します。

+++++

## 導入ゼミ 田鎖 麻衣子

※現段階で、特に予習指示はありません。

※事務室注：履修希望者は、別途配布の「導入ゼミの履修に際して」の文書を必ずご確認ください。